

『第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画』 スタート！

県では、平成19年度以降20年間にわたる水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づき策定した第1期と第2期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」により、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を財源に、

森林や河川の保全・再生など12の特別な対策に取り組んできました。

第2期計画までの取組では、私有林の荒廃の進行など施策導入時に危惧されていた課題に重点的・集中的に取り組む、概ね順調に進捗し、成果を上げています。

一方で、施策導入時には予見されていなかった新たな課題も発生しています。こうしたこれまでの取組の成果と課題を踏まえて、昨年11月に「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、今年4月からこの計画に基づく取組を開始しました。

■第2期計画までの取組の成果

＜森林の保全・再生＞

間伐や枝打ちなどの森林整備と同時に、シカの管理捕獲を実施することにより、シカの生息密度が低減した地域では、下草の生長が見られ、土壤保全が図られています。



手入れが適切に行われた森林

＜河川の保全・再生＞

河川・水路の自然浄化や水循環の機能を高めるため、生態系に配慮した河川・水路等の整備を実施し、本来の川らしさの創出を図りました。

＜水源環境への負荷軽減＞

ダム集水域における生活排水処理率は、施策開始以前は、他の地域に比べて低水準にとどまっていましたが、公共下水道整備及び合併処理浄化槽整備の促進に重点的に取り組んできたことにより、大幅に向上しました。

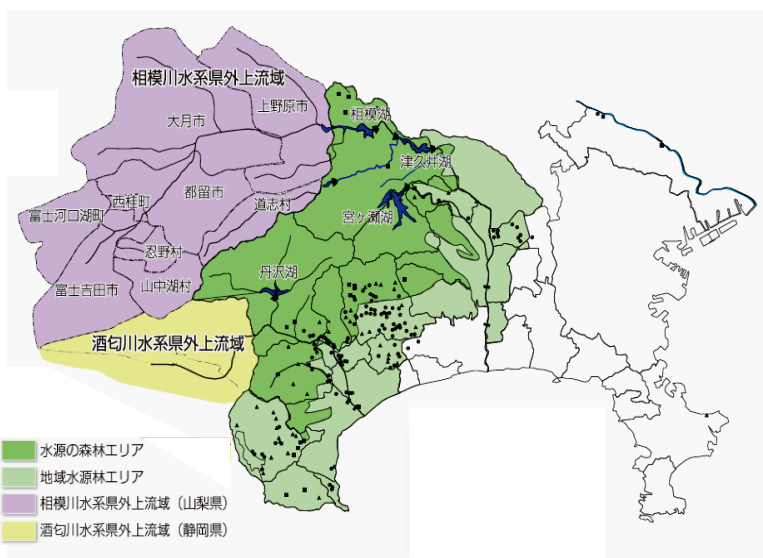
■第3期計画の考え方

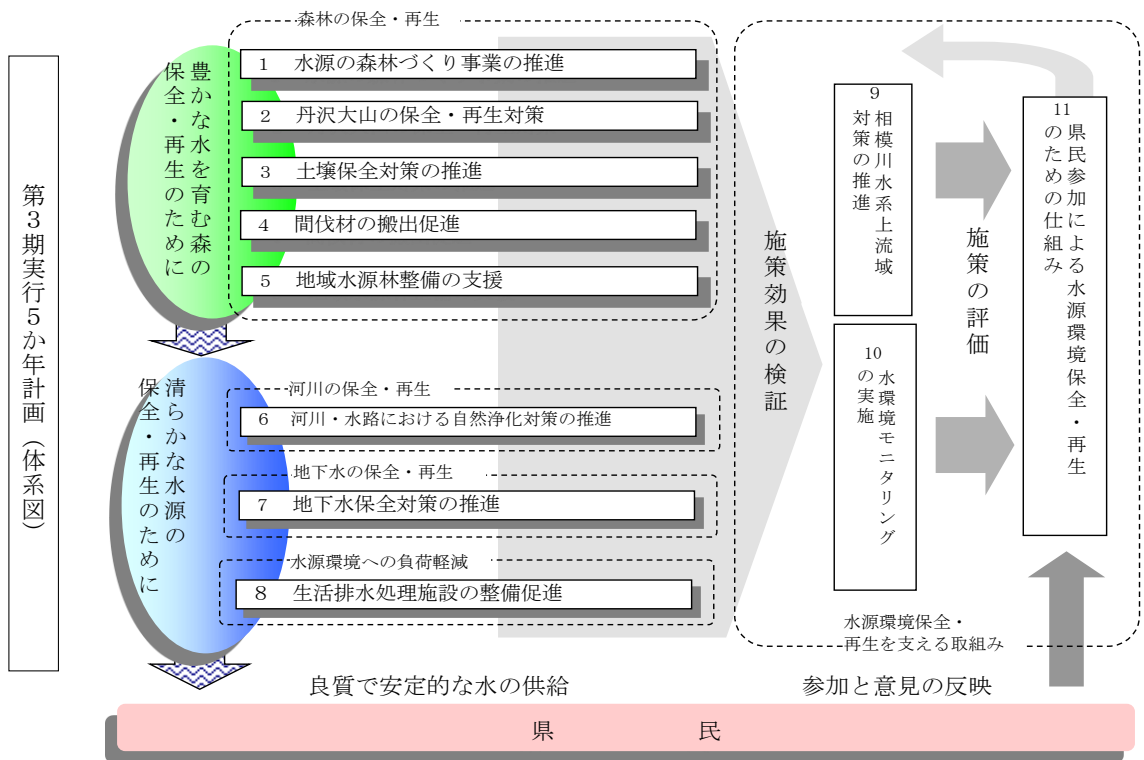
第3期計画では、第2期計画までの取組は基本的に継続してさらなる進捗を図るとともに、新たに判明した課題に対しては、水源環境の保全・再生に確実な効果が見込める事業により対応をしていきます。

また、より効果的に進めるため12の特別対策事業を11の特別対策事業に組み換えました。

＜第3期計画の基本事項＞

- (1) 目的 良質な水を安定的に確保する
- (2) 期間 H29～H33年度（5年間）
- (3) 対象事業
主として、水源かん養や水質の改善などに直接的な効果が見込まれる取組
- (4) 対象地域
主として、県内水源保全地域及び相模川水系県外上流域





■新たな課題と第3期計画の対応

＜水源林の土壌保全対策の強化＞ ＜シカ管理捕獲の対象地域拡大＞

県西地域を中心に、スコリアと呼ばれる富士山の火山噴出物が堆積した脆弱な地層の崩壊による森林土壌の流出や、集中豪雨などによる土砂災害の激化、頻発化が懸念されています。

そこで、丹沢大山地域で効果を

こうしたことを踏まえ、自然石やコンクリートなどを使用した土木の工法も取り入れ、森林の土壌保全対策を強化します。

上げてきた森林整備とシカ管理捕獲を相互に連携させた取組を、箱根山地、小仏山地まで拡大し、シカの定着防止を推進します。

＜水源環境への負荷軽減に向けた支援の拡充＞

ダム下流域における生活排水が水源河川に流入し、水質に影響を与えている現状があることから、合併処理浄化槽整備の対象地域を相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域に広げるなど、支援を拡充します。



(神奈川県環境農政局緑政部
水源環境保全課調整グループ)